

## 登園届（保護者記入）

いしだ丘保育園 園長殿

入所児童氏名

年 月 日生

（病名）（当該疾患に☑をお願いします。）

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	R S ウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹
	季節性インフルエンザ
	新型コロナウイルス感染症（注1）

（医療機関名） \_\_\_\_\_（ 年 月 日受診）において  
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので \_\_\_\_\_ 年 月 日  
より登園いたします。

年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

※かかりつけ医より登園日の指定があった場合は、再診の必要はございません。

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園届は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

（注1）検査センター等による受検で判明し、医療機関を受診されない場合は、医療機関名欄に、〇〇検査センター、抗原検査キット等をご記入ください。

医師が意見書を記入することが必要な感染症一覧

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹ほうしん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂か皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
季節性インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること (乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。